

別紙

答申第62号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という）が、一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、大項目については公開すべきであるが、その他の質問項目を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

（1）平成19年3月22日に本件異議申立人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公開請求があった。

（2）本件公文書公開請求の内容

「平成19年3月16日実施された 高等技術校入校検定(科) に関わる検定方法、合否判定基準などが記載された書類」

（3）この請求に対し、実施機関は対象公文書として、「 高等技術校 科入校検定基準（追加募集）」（以下「本件公文書」という）を特定し、同年3月30日付けで部分公開決定を行った。

ア 公開しない部分：面接調書中、質問事項(A)及び総合評価(B)の観察事項欄

イ 公開しない理由：島根県情報公開条例第7条第6号に該当

入校の検定の目的が達成できなくなり、今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じる。

受検者が事前に解答等を用意して面接に臨むことが可能となるなどの弊害がある。

これ以上の質問は行われないと受け取られるなど、無用の誤解や困惑をさせるおそれがある。

（4）この決定について、異議申立人は公開しないことによって、かえって誤解や困惑を招くので公開すべきであるとして、面接調書中質問事項(A)の公開を求める、1次2次3次の学科及び面接の各平均点数の公開を求めるとして、平成19年5月11日に異議申立てを行った。その後、異議申立人は、同年5月31日に については削除する旨の補正書を提出した。

（5）実施機関は条例第20条第1項の規定に従い、同年6月12日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

（1）異議申立ての趣旨

本件公文書の部分公開決定処分の一部を取り消し、質問事項(A)の公開を求める。

（2）異議申立ての理由

実施機関の非公開理由説明書に対する異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- ア 障害者との共同訓練に関する質問は、技術校における実態の説明がなく答え方に困った。この質問項目は面接試験の目的に沿って検討され、導き出されたものなのか疑問である。
- イ 高等技術校は、適切な面接試験や学校運営などで様々な問題を抱えていると感じており、面接試験についての基準や調書が公開されれば、面接内容が明らかになり、問題を解決する手がかりが見つかる。
- ウ 今後受検する人のためにも、公平・公正な選考試験が行われるように質問項目を公開してほしい。
- エ 実施機関が条例第7条第6号に該当するとした非公開理由に対する反論
面接自体はそれほど大きな意味がないので、質問項目を事前に知らせておいても支障がない。
面接の質問項目は限られている。ある程度のもは本でも調べられるので、質問を公開したところで「これ以上の質問は行われぬ」という誤解は生じない。

4 実施機関の主張

実施機関の部分公開理由説明書等による主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 県立高等技術校入校検定について

入校検定は、職業訓練における技能や知識を習得できる能力を有しているか否かを判定する「学力検査」と、訓練を受講するにあたり、本人の訓練に対する熱意や意欲、または、団体生活における協調性などを有しているか否かを判定する「面接」とに分類し実施しており、これらの結果をもとに、別途定める入校検定基準に基づき合否を決定している。

このうち「面接」は、課された共通の問題を解く「学力検査」と違い、共通の質問事項をもとに、面接者と受検者との自由な質疑応答により様々な情報を引き出すことで目的を達成するものである。

(2) 本件公文書（面接調書）について

- ア 「高等技術校 科入校検定基準」は毎年作成されるが、「面接調書」は毎年新たに作成されるものではない。また、「面接調書」は各校によって定められている。
- イ 「面接調書」の質問項目は、時代に合わないもの、内心に関する個人情報等ふさわしくない質問については、別の質問に変えてもらうことがある。
- ウ 面接試験では「面接調書」の質問をすべてを聞くわけではない。
- エ 面接試験では「面接調書」にない質問が出されることもあるが、それは「面接調書」にある質問に関連した内容（質問がどんどん展開していく感じ）であり、全く関係のない質問はしない。
- オ 面接試験の冒頭で、受検者の緊張を和らげる問いかけ（「今日はどうやって来ましたか」等）をすることはあるが、このやりとりは評価に影響しない。

(3) 条例第 7 条第 6 号の該当性について

ア 受検者が事前に解答等を準備して「面接」に臨むことが可能となり、面接者が受検者の情報を的確に把握することが困難となる。そうすると、「面接」本来の目的を達成できなくなるばかりでなく、今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

イ 受検者からの解答等から新たな質問へと発展していく「面接」の性質を踏まえると、「これ以上の質問は行われぬ。」などと受検者によっては受け取られるなど、受検者に対し無用な誤解や困惑を招くおそれがある。

以上により、島根県情報公開条例第 7 条第 6 号に該当するため非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的考え方について

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県民が県政に関する情報を幅広く入手しやすくすることにより、県政に対する理解と信頼を深め、県政に対する積極的な参加を促し、開かれた県政をさらに推進することとしている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、高等技術校 科入校検定基準（追加募集）で定められた面接調書（様式 1）である。

面接調書は面接試験で使用される受検者別の個票であり、受検者の「面接日」、「受検番号」、「氏名」、「生年月日」、「志望訓練科」、「専・併願の別」を記入する各欄、また、「質問項目（A）」や「総合評価（B）」を行うための観察事項、「本人から確認すべき事項」、「面接者所見」、「総合判定」を記入する各欄があらかじめ印刷されている。

(3) 本件公文書における非公開部分は、面接調書中、質問事項（A）及び総合評価（B）の観察事項欄であるが、異議申立人が異議申立書において公開を求めているのは、質問事項（A）の非公開部分のみであり、審査会はこの部分の非公開の適否について判断することとする。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

実施機関は次のような非公開理由を主張しているので、検討する。

質問事項が公開されると、受検者が事前に解答等を準備して「面接」に臨むことが可能となり、面接者が受検者の情報を的確に把握することが困難となる。その結果、「面接」本来の目的を達成できなくなるばかりでなく、今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとしている。

しかし、大項目については、個別具体的な質問ではなく、面接の際に問われる内容として容易に予想し得る一般的かつ常識的な事項であり、これらを公開しても、受検者の情報を的確に把握することが困難になるとは認められない。したがって、大項目については、条例第7条第6号に該当しない。

一方、その他の質問項目については、大半が紋切り型の質問であるという実態を考慮すると、質問項目を公開すれば、受検者が事前に解答等を準備して「面接」に臨むことが可能となり、面接者が受検者の情報を的確に把握することが困難となる。その結果、本来の目的を達成できなくなるばかりでなく、今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると言わざるを得ない。

したがって、その他の質問項目については、条例第7条第6号に該当する。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

県政の透明性を高め、県民の信頼を得るという情報公開制度の基本精神からは、県立高等技術校入校検定に際して実施される面接についても、面接実施の意義を損なわない範囲で、可能な限りその内容が公開されることが望ましいと考える。この視点からは、面接の際の質問項目をすべて公開することは、面接における質疑の硬直化を招くなどの問題を生じるため、これを認めることはできないとしても、面接の基本的内容を適正に県民に知らせる努力をすることが求められよう。とりわけ県立高等技術校が面接重視で合否決定をしようとするならば、進んで県民にどういう人物を求めているかを積極的に明らかにすべきであり、抽象的、一般的、常識的な質問項目の公開は必要であると考えられる。

この立場から 高等技術校の面接調書の質問項目をみると、大項目は別として、その他の質問項目については、大まか（中項目）なものと個別具体的（小項目）なものが混在している。したがって、本件公文書公開請求において、実施機関が今の質問項目では非公開と判断したことはやむを得ないが、例えば、個別の質問項目について、例示という形で公開を行う工夫があってもよいと考える。

もちろん、面接の方法や質問項目の決定は県立高等技術校に委ねられているが、面接の透明性を図るために可能な限り面接の質問項目を公開できるよう工夫されることを期待したい。

(諮問第 9 0 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 6 月 1 4 日	実施機関から諮問書を受理
平成 1 9 年 6 月 2 5 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 1 9 年 7 月 1 7 日	異議申立人の意見書を受理
平成 2 0 年 2 月 7 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 0 年 3 月 1 3 日 (審査会第 2 回目)	異議申立人から意見聴取
平成 2 0 年 4 月 2 4 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 0 年 5 月 2 9 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 0 年 6 月 2 6 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 0 年 7 月 2 4 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 2 0 年 8 月 1 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会 長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	